居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

新規 変更 合、新規を囲んでくださ い。 被保険者氏名 被保険者番号 フリガナ タルミズ タロウ 2 1 4 0 9 9 9 9 9 9 個人番号 個人番号(マイナンバー) 垂水 太郎 の記入は不要です。 牛年月日 性別 昭和 男 10 年 11 月 22 日 居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所の 居宅介護支援事業所名 〒 891-2124 所在地 垂水市錦江町●● 〇〇居宅介護支援事業所 雷話番号 0994-32-9999 居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。 変更年月日 (令和 丘 月 日付) 垂水市長 様 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出 **介和** 3年 4 月 15 日 被保険者住所 垂水市上町114 ださい。 0994-32-1111 雷話番号 被保険者氏名 垂水 太郎 □ 被保険者資格 保険者確認欄 □ 届出の重複 居宅介護支援事業者事業所番号

(注意)

- この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼す る居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに垂水市へ提出してください。
- 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月 日を記入のうえ、必ず垂水市へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る 費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

「居宅サービス計画等作成依頼(変更)届出書」は、居宅介護支援事業所として居宅サービス計画の作成を行う際に、市保 健課へ届出を行う書類です。届出がない場合は、国保連へ居宅介護支援事業所として登録を行うことができなくなり、最終 的には、請求が返戻となりますので、早めの提出をお願いします。

なお、毎月3日午前中までに要介護・要支援認定の結果が確定し、かつ、上記書類の届出があった被保険者については、 要介護度確定月の先月分までの請求が可能となります。

(例:6/2認定審査会、6/3要介護度確定、6/3午前中居宅届け提出の場合、6/10までに5月提供のサービスの請求可能) 4日以降に要介護・要支援認定の結果が確定、または、上記書類の届出があった被保険者については、月後れでの請求扱 いとなりますので、ご注意ください。

(例:6/9認定審査会、6/10要介護度確定、6/1居宅届け提出の場合、5月提供のサービスは7月以降請求可 6/2認定審査会、6/3要介護度確定、6/10居宅届け提出の場合、5月提供のサービスは7月以降請求可)

届け出日の日付から居 宅介護支援事業所として 登録を行いますので、日 付の誤りには注意してく

新規で居宅介護支援事業

所として契約を結んだ場

区分

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

区分 合、変更を囲んでください。 新規 変更 被保険者氏名 被保険者番号 フリガナ 2 | 1 | 4 | 0 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 タルミズ タロウ 個人番号 個人番号(マイナンバー)の記入は不 垂水 太郎 要です。 生年月日 性別 昭和 10 年 11 月 22 日 男 居宅サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所の 居宅介護支援事業所名 **=** 891-2124 所在地 垂水市錦江町●● 〇〇居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所の変更を行う 理由を記入してください。 電話番号 0994-32-9990 居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記】 被保険者の希望による居宅変更 変更 年日日 区分が変更の場合、変更年月日の 4月 20 日休 (令和 3年 日付から居宅介護支援事業所の変 更・登録を行いますので、日付の誤 りには注意してください。 垂水市長 様 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。 3 年 4月 15 日 被保険者住所 垂水市上町114 電話番号 0994-32-1111 被保険者氏名 垂水 太郎 □ 被保険者資格 保険者確認欄 □ 届出の重複

居宅介護支援事業所を変更した場

- (注意)
- 1 この届出書は、要介護認定の申請時に、若しくは、居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに垂水市へ提出してください。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年 月日を記入のうえ、必ず垂水市へ届け出てください。届け出のない場合、サービスに 係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

「居宅サービス計画等作成依頼(変更)届出書」は、居宅介護支援事業所として居宅サービス計画の作成を行う際に、市保健課へ届出を行う書類です。届出がない場合は、国保連へ居宅介護支援事業所として登録を行うことができなくなり、最終的には、請求が返戻となりますので、早めの提出をお願いします。

小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員の皆様へ

□ 居宅介護支援事業者事業所番号

- ・月途中で支援事業所が居宅介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護支援事業所に変更した場合、
 - ①変更前の居宅の利用がある → 居宅届提出時に、保健課職員へ利用があった旨お伝えください
 - ※給付管理票の作成は変更前の居宅介護支援事業所が行います
 - ②変更前に居宅の利用がない → 通常どおり居宅届の提出をお願いします
 - ※給付管理票の作成は変更後の小規模多機能型居宅介護支援事業所が行います
- ・要介護から要支援、または、要支援から要介護になった場合、
 - ①引き続き支援事業所として居宅サービス計画の作成を行う → 介護度が変更になる日付を変更年月日として再度、 居字届の提出をお願い、ます
 - ②別の事業所が居宅サービス計画の作成を行う → 新たに居宅サービス計画の作成を行う支援事業所が、居宅届の 提出を行います